

日本ロシア語教育学会会誌規定

- (1) 本誌は『ロシア語教育研究』（以下「学会誌」）と称する。
- (2) 日本ロシア語教育学会（以下「学会」）の会員（以下「会員」）は全て本誌に投稿することができる。但し、同一人が同一号で著者になれるのは単著で2本まで、共同執筆の筆頭著者になれるのは1本までとする。
- (3) 本誌の発行は、毎年度1回以上とする。また、発行後に会誌の内容は、日本ロシア語教育学会ウェブページに掲載する。
- (4) 本誌の編集は編集委員会が行う。編集委員会は原稿の採否を決定する。また必要ある場合は原稿の修正を求めることができる。編集委員会の構成、委員の任期等は、理事会がこれを定める。
- (5) 本誌の掲載対象は次のものとする。
 - イ) 論文
 - ロ) 授業実践・教材研究
 - ハ) 研究ノート・研究資料
 - ニ) 書評
- (6) 掲載対象の選択は次の基準による。
 - イ) 会員が投稿し、編集委員会が掲載を適当と認めたもの。
 - ロ) 筆頭著者が会員で、編集委員が掲載を適当と認めたもの。
 - ハ) 編集委員会が特に執筆依頼をしたもの。
- (7) 会誌原稿執筆要項および『ロシア語教育研究』書式は別に定める。
- (8) 本誌に掲載された論文等の著作権については以下の通りとする。
 - イ) 著作権の帰属
本誌に掲載された論文等著作物に係る著作権は日本ロシア語教育学会に帰属する。
 - ロ) 著作権の発生時期
著者は学会誌に著作物の最終原稿を提出した時点で、当該著作物の著作権の帰属が学会にあることを了承したものとし、著作物の複製あるいはインターネット等による著作物の公開（以下、著作物の複製等と言う）を行う場合は、本規程に従うものとする。
 - ハ) 著者が複製等を行う場合
著者が自身の著作物の複製等を行う場合は、(8)ニ項に規定されている場合を除き、事前に学会に通知するとともに、著作物の出典として学会誌名、当該号、ページに言及し、著作物の原典が学会誌に掲載されたものであることを明記することとする。著作物の複製等において加筆訂正を行った場合は、その旨も明記しなければならない。

ニ) 著者が論文集等への再録を行う場合

著者は(8)ハ項を満たしていれば、学会誌に掲載された著作物を新たに編纂される論文集等に収録、刊行することができる。この際、著者に支払われる対価について、学会は著作権者であることを理由に権利を主張しない。

ホ) 配付先が限定されている複製等

学会誌に掲載された著作物は、教育・研究目的であることが明確で、なおかつ配付先が講義の受講者、研究会の参加者など特定の者に限定されている場合は、複製等を行う者が当該著作物の著者であるか否かにかかわらず、出典を明示すれば学会への通知なしに複製等を行い、利用することができる。

日本ロシア語教育学会

日本ロシア語教育学会『ロシア語教育研究』原稿執筆要項

- (1) 全ての投稿論文は未公刊のものに限る。
- (2) 投稿希望者は、決められた期日までにタイトルとキーワード、使用言語、希望する分類〔日本ロシア語教育学会会誌規定第 5 項および下記(6) 参照〕を編集委員会宛てに電子メールで通知し、投稿申し込みを行う。投稿申し込みの締め切りは刊行年の 3 月末日とする。
- (3) 投稿を認められた者は、審査用の完成原稿を決められた期日までに編集委員会宛てに提出すること。締め切りは刊行年の 5 月末とする。
- (4) 審査通過者の完成稿提出および編集部の依頼した原稿の提出期限は、別途編集委員会が設定する。
- (5) 原稿の執筆に際しては、本要項および『ロシア語教育研究』書式に従うものとする。ただし、編集委員会から別の指示がある場合はそれに従う。
- (6) 原稿は日本ロシア語教育学会会誌規定第 5 項に従い、執筆者自身、論文、授業実践・教材研究、研究ノート・研究資料、書評のいずれかの分類を申告する。但し、完成稿の最終的な分類は編集委員会が判断する。
- (7) 使用言語は日本語、ロシア語、英語を原則とする。その他の言語については、編集委員会の判断による。ただし、引用・用例の言語は原則として制限しない。
- (8) 原稿の分量は以下の通りとする。
 - イ) 日本語：論文は 20,000 字以内、授業実践・教材研究は 16,000 字以内、研究資料、書評は 8,000 字以内
 - ロ) ロシア語もしくは英語原稿：『ロシア語教育研究』書式に従って論文は 500 行以内、授業実践・教材研究は 400 行以内、研究資料、書評は 200 行以内
- (9) タイトルと要旨は以下の通りとする。
 - イ) 論文と授業実践・教材研究
日本語原稿：ロシア語または英語のタイトルと要約
ロシア語原稿：日本語のタイトルと要約もしくは英語のタイトルと要約
英語原稿：日本語のタイトルと要約もしくはロシア語のタイトルと要約
 - ロ) 研究ノート・研究資料、書評
日本語原稿：ロシア語または英語のタイトル
ロシア語原稿：日本語または英語のタイトル
英語原稿：日本語またはロシア語のタイトル
- (10) 審査通過後に執筆者が提出する原稿は印刷のための完成稿とする。著者校正は 1 回のみで、あくまで単純なミス of 修正などに限り、内容の変更ないし加筆は原則として認めない。また、編集委員会は校正に責任を負わない。

- (11) 完成稿は、編集委員会が指定する形式での電子データで提出すること。
- (12) 書式の詳細については別途『ロシア語教育研究』書式を定める。
- (13) 本要項の改正は、編集委員会の発議により総会の決議を経てこれを決定する。

日本ロシア語教育学会編集委員会

投稿審査要項

- (1) 原稿の審査は、各原稿について、編集委員会が依頼した査読者によって行う。ただし、編集委員もしくは非会員の有識者が査読者の1人として投稿の審査にあたる場合がある。論文については2名により審査を行い、授業実践・教材研究、研究資料、書評については、より簡略な形で審査を行うことがある。
- (2) 編集委員以外の査読者の氏名は原則として開示しない。
- (3) 審査は1度のみとし、査読者は審査対象が内容と形式の両面で学会誌掲載に相応しいか否かを判断し、評価および所見を提示する。
- (4) 編集委員は、査読者の審査報告の形式および内容が適切なものであるかを点検する。審査報告の内容に問題が認められた場合、編集委員会は、査読者への問い合わせ、報告の再提出、査読者の交替といった措置をとることができる。
- (5) 審査の結果区分は、A:そのまま掲載、B:審査の意見に従い、手直しの上で掲載可、C:掲載不可の3区分とする。
- (6) 編集委員会は、種別毎の掲載予定数を考慮し、掲載原稿を決定する。
- (7) 投稿原稿の採否にあたっては、査読者の審査結果に従うことを原則とする。査読者の報告に編集委員から疑義が呈せられた場合、また、複数の査読者の評価に無視しがたい差がある場合は、編集委員会が審査を行い、採否の最終決定にあたる。
- (8) 掲載原稿の採否は、決定後、すみやかに投稿者に通知する。
- (9) 査読者の審査結果と所見は投稿者に開示する。
- (10) 本要項の改正は、編集委員会の発議により総会の決議を経てこれを決定する。

日本ロシア語教育学会編集委員会